

「はちおうじ社協だより」 広告募集要項

1. 目的

地域の諸企業に対し、社会福祉への理解と関心を深めてもらい、社会貢献活動への参加を推進するとともに、本会の広報活動を充実していくための財源の確保につなげることを目的とする。

2. 広告掲載業務

広告掲載業務は、地域の諸企業等の広告を有料により諸企業等の希望する発行号に掲載するものとする。

但し、編集の都合により希望号に掲載できない場合があるものとする。

なお、掲載内容についての一切の責任は広告主にあるものとする。

3. 掲載スペース

広告の掲載は、原則1面を除くものとする。

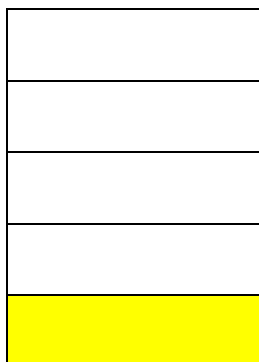
掲載スペースは、タブロイド版・縦書き5段組の最下段とする。(紙面の状況により最下段ではない場合もある。)

大広告(1段通し) : 約縦7.0cm×横25cm

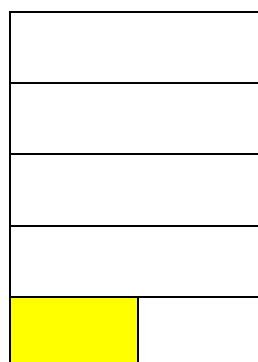
中広告(1/2段) : 約縦7.0cm×横12cm

小広告(1/3段) : 約縦7.0cm×横8cm

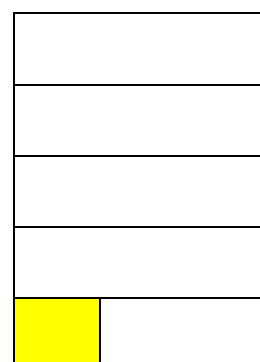
大広告(1段通し)



中広告(1/2段)



小広告(1/3段)



4. 料金(消費税込み)

大広告(1段通し) : 77,000円

中広告(1/2段) : 44,000円

小広告(1/3段) : 33,000円

5. 次のものについては掲載できないものとする。

- (1) 協議会の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反、または違反するおそれがあるもの
- (3) 政治思想や宗教の普及を目的とするもの
- (4) 開発段階でまだ製品化されていないもの
- (5) 価格が明示できないもの
- (6) 所在地が明示できないもの
- (7) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (8) 私的な連絡事項・物々交換に関するもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) 掲載の結果、市民からの疑問や混乱、苦情につながるもの、また損害を与える可能性のあるもの
- (11) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると思われるもの
- (12) 社会的に指摘されている問題を抱えている団体が関与すると思われるもの
- (13) その他、会長が妥当でないとするもの

6. 申込み

「広告掲載申込書」にて申込む。

7. 掲載決定

申込みが多数の場合は、市内に事業所を有する掲載者を優先とする。また「はちおうじ社協だより」の発行目的や、これまでの広告掲載回数等を勘定して掲載を決定する。

また、掲載する号及びレイアウトなど、詳細については、編集時に連絡する。

8. 支払方法

当該号への掲載終了後、本会が発行する請求書に基づき、指定口座への振込みを行う。

なお、振込みの際の振り込み手数料は掲載者が負担するものとする。

9. その他

- ・ 広告は、掲載者が作成した版下をそのまま掲載する。(原則データ受取り)
- ・ 印刷は、フルカラーとする。

附 則

この要項は、平成 21 年 5 月 20 日より施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 10 月 26 日より施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 6 月 18 日より施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。